

居宅介護

○ 対象者

- 障害支援区分1以上の障害者等

○ サービス内容

居宅における

- 入浴、排せつ及び食事等の介護
- 調理、洗濯及び掃除等の家事
- 生活等に関する相談及び助言
- その他生活全般にわたる援助

※ 通院等介助や通院等乗降介助も含む。

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
・ 介護福祉士、実務者研修修了者 等
・ 居宅介護職員初任者研修修了者等であって3年以上の実務経験がある者
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
・ 介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者 等

○ 報酬単価(令和3年4月~)

■ 基本報酬			
身体介護中心、通院等介助(身体介護有り) 255単位(30分未満)～833単位(3時間未満) 3時間以降、30分を増す毎に83単位加算	家事援助中心 105単位(30分未満)～ 274単位(1.5時間未満) 1.5時間以降309単位+15分を 増す毎に35単位加算	通院等介助(身体介護なし) 105単位(30分未満)～ 274単位(1.5時間未満) 1.5時間以降343単位+30分を 増す毎に69単位加算	通院等乗降介助 1回101単位
■ 主な加算			
特定事業所加算(5%、10%又は20%加算) → ①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価	福祉専門職員等連携加算(90日間3回を限度として1回につき564単位加算) → サービス提供責任者と精神障害者等の特性に精通する国家資格を有する者が連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行うことを評価	喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算) → 特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価	

○ 事業所数 21,707 (国保連令和 4年 12月実績) ○ 利用者数 199,021 (国保連令和 4年 12月実績)

重度訪問介護

○ 対象者

- 重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって、常時介護を要する障害者
→ 障害支援区分4以上に該当し、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する者
(一) 二肢以上に麻痺等がある者であって、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれもが「支援が不要」以外に認定されている者
(二) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者

○ サービス内容

居宅等における	<ul style="list-style-type: none">■ 入浴、排せつ及び食事等の介護■ 調理、洗濯及び掃除等の家事■ その他生活全般にわたる援助■ 外出時における移動中の介護■ 入院中の病院等における意思疎通支援(区分6の者のみ) 等
※ 日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。	

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
・ 介護福祉士、実務者研修修了者 等
・ 居宅介護職員初任者研修修了者等であって3年以上の実務経験がある者
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
・ 居宅介護に従事可能な者、重度訪問介護従事者養成研修修了者

○ 重度訪問介護加算対象者

- 15%加算対象者…重度訪問介護の対象者(一)に該当する者であって、重度障害者等包括支援の対象者の要件に該当する者(障害支援区分6)
※ 重度障害者等包括支援対象者
 - 重度訪問介護の対象であって、四肢全てに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者であって、人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者(I類型(筋ジス、脊椎損傷、ALS、遷延性意識障害等を想定))、又は最重度知的障害者(II類型(重症心身障害者を想定))
 - 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者(III類型(強度行動障害を想定))
- 8.5%加算対象者…障害支援区分6の者

○ 報酬単価(令和3年4月~)

■ 基本報酬		
185単位(1時間未満)～1,412単位(8時間未満) ※ 8時間を超える場合は、8時間までの単価の95%を算定		
■ 主な加算		
特定事業所加算(10%又は20%加算) → ①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価	行動障害支援連携加算(30日間1回を限度として1回につき584単位加算) → サービス提供責任者と支援計画シート等作成者が連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行うことを評価	喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算) → 特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

○ 事業所数 7,518 (国保連令和 4年 12月実績) ○ 利用者数 12,221 (国保連令和 4年 12月実績)

同行援護

○ 対象者

- 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等
→ 同行援護アセスメント票の調査項目(視力障害、視野障害、夜盲、移動障害)において、移動障害以外で1点以上かつ移動障害で1点以上に該当していること

○ サービス内容

外出時において、 〔 ■ 移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む。) ■ 移動の援護、排せつ及び食事等の介護 ■ その他外出時に必要な援助〕
※ 外出について 通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出 及び社会通念上適当でない外出を除く。

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
・同行援護従業者養成研修応用課程修了者であり、かつ、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者等であって3年以上の実務経験がある者
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
・同行援護従業者養成研修一般課程修了者(盲ろう者向け・通訳介助員は、令和6年3月31日まで、暫定的な措置として、当該研修を修了したものを見なす)
・居宅介護職員初任者研修修了者等であって、1年以上の直接処遇経験を有する者 等

○ 報酬単価(令和3年4月~)

■ 基本報酬

190単位(30分未満)～628単位(3時間未満) 3時間以降693単位+30分を増す毎に65単位加算

■ 主な加算

盲ろう者支援加算(25%加算) → 盲ろう者向け・通訳介助員が、盲ろう者(視覚障害者かつ聴覚障害者)に支援することを評価	区分3の者に提供したときの加算(20%加算) → 障害支援区分3の者への支援を評価	区分4以上の者に提供したときの加算(40%加算) → 障害支援区分4以上の者への支援を評価
特定事業所加算(5%、10%又は20%加算) → ①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価	特別地域加算(15%加算) → 中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスを評価	喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算) → 特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

○ 事業所数

5,748 (国保連令和 4年 12月実績) ○ 利用者数 26,292 (国保連令和 4年 12月実績)

行動援護

○ 対象者

- 知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を有する者
→ 障害支援区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者

○ サービス内容

■ 行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護
■ 外出時における移動中の介護
■ 排せつ及び食事等の介護その他の行動する際に必要な援助 〔 予防的対応 …行動の予定が分からぬ等のため、不安定になり、不適切な行動がでないよう、予め行動の順番や、外出する場合の目的地での行動等を理解させる等 制御的対応 …行動障害を起こしてしまった時の問題行動を適切におさめること等 身体介護的対応 …便意の認識ができない者の介助等〕
特定事業所加算(5%、10%又は20%加算) → ①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
・行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者であって3年以上的直接処遇経験(知的障害・精神障害等)
※令和3年3月31日時点での介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者等であって5年以上的実務経験(令和6年3月31日までの経過措置)
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
・行動援護従業者養成研修修了者又は強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者であって1年以上的直接処遇経験(知的障害・精神障害者等)
※令和3年3月31日時点での介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者等であって2年以上の実務経験(令和6年3月31日までの経過措置)

○ 報酬単価(令和3年4月~)

■ 基本報酬

258単位(30分未満)～2,540単位(7.5時間以上)

■ 主な加算

特定事業所加算(5%、10%又は20%加算) → ①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価	行動障害支援指導連携加算(重度訪問介護に施行する月につき1回を限度として1回につき273単位加算) → 支援計画シート等作成者と重度訪問介護のサービス提供責任者が連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行うことsを評価	喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算) → 特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価
---	--	--

○ 事業所数

2,021 (国保連令和 4年 12月実績) ○ 利用者数 13,149(国保連令和 4年 12月実績)

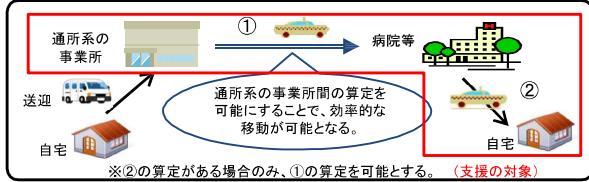
障害の重度化や障害者の高齢化など、訪問系サービスにおける地域のニーズへの対応

出典 厚生労働省 こども家庭庁 令和6年2月6日障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 一部改変

①通院等介助等の対象要件の見直し(居宅介護)

居宅介護の通院等介助等について、通知を改正し、居宅が始点又は終点となる場合には、障害福祉サービスの通所系の事業所や地域活動支援センター等から目的地(病院等)への移動等に係る通院等介助等に関しても、同一の事業所が行うことを条件に、支援の対象とする。

【見直し後】



②熟練従業者による同行支援の見直し(重度訪問介護)

○重度訪問介護における熟練従業者の同行支援をより評価する観点から、熟練従業者及び新任従業者の報酬について見直しを行う。

【現行】

所定単位数の85%(合わせて170%)

【見直し後】

所定単位数の90%(合わせて180%)

○医療的ケア等の専門的な支援技術が必要な重度訪問介護算対象者(15%加算対象者)に対する支援について、採用から6か月以内の新任従業者に限らず、重度訪問介護算対象者(15%加算対象者)に対する支援に初めて従事する従業者も、熟練従業者の同行支援の対象とする。

【新設】所定単位数の90%(合わせて180%)

③同行援護の特定事業所加算の加算要件の見直し(同行援護)

専門的な支援技術を有する人材を配置した事業所を評価できるように、加算要件の「良質な人材の確保」の要件の選択肢として、「盲ろう者向け通訳・介助員であり、同行援護従業者の要件を満たしている者」の配置割合を追加する。

□ 特定事業所加算(I)要件①～③のすべてに適合	所定単位数の20%を加算
□ 特定事業所加算(II)要件①及び②に適合	所定単位数の10%を加算
□ 特定事業所加算(III)要件①及び③に適合	所定単位数の10%を加算
□ 特定事業所加算(IV)要件①及び④に適合	所定単位数の5%を加算

(要件)

- ①サービス提供体制の整備
- ②良質な人材の確保
- ③重度障害者への対応
- ④中重度障害者への対応

「②良質な人材の確保」の要件の選択肢に追加
・盲ろう者向け通訳・介助員で、同行援護従業者の要件を満たしている者の占める割合が20%以上

④訪問系サービスの国庫負担基準の見直し

○ 居宅介護の国庫負担基準について、介護保険対象者の区分を追加する。

○ 重度訪問介護の国庫負担基準について、重度障害者の単位の見直しや介護保険対象者の区分の細分化を行う。

【現行】			【見直し後】			【現行】			【見直し後】			
(対象者)			(対象者)			(対象者)			(対象者)			
区分1	5,280単位	区分6	28,230単位	区分1	6,410単位	区分6	28,800単位	区分4	28,430単位	共通	17,340単位	
区分2	7,130単位	障害児	13,010単位	区分2	7,270単位	障害児	13,270単位	区分5	35,630単位			
区分3	9,010単位			区分3	9,190単位	【介護保険対象者】			区分4	28,940単位	区分4	14,620単位
区分4	14,040単位			区分4	14,320単位	区分5	1,100単位	区分5	36,270単位	区分5	15,290単位	
区分5	20,570単位			区分5	20,980単位	区分6	1,810単位	区分6	62,050単位	区分6	22,910単位	

※通院等(兼務)介助ありの単位

療養介護

○ 対象者

- 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者
 - ① 筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害支援区分6の者
 - ② 障害支援区分5以上の者であって、以下のいずれかの要件に該当する者
 - ・ 進行性筋萎縮症患者(筋ジストロフィー患者)又は重症心身障害者
 - ・ 医療的ケアスコアが16点以上の者
 - ・ 医療的ケアスコアが8点以上であって、強度行動障害のある者又は遷延性意識障害者
 - ③ ①及び②に準ずる者として、療養介護が必要であると市町村が認めた者

- 平成24年3月31日において現に重症心身障害児施設又は指定医療機関に入院している者であって、平成24年4月1日以降療養介護を利用する者

○ サービス内容

- 病院等への長期入院による医学的管理の下、主として昼間において、食事や入浴、排せつ等の介護や、日常生活上の相談支援等を提供
- 利用者の障害程度に応じて、相応しいサービスの提供体制が確保されるよう、事業者ごとの利用者の平均障害支援区分に応じた人員配置の基準を設け、これに応じた報酬単価を設定

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 生活支援員 等 4:1～2:1以上

○ 報酬単価(令和3年4月～)

- 基本報酬(利用定員・配置人員等に応じた単位の設定)※医療に要する費用及び食費等については医療保険より給付。

361単位～965単位

- 主な加算

地域移行加算(500単位)

→ 利用者の退院後の生活についての相談援助を行う場合、退院後30日以内に当該利用者の居宅にて相談援助を行う場合、それぞれ、入院中2回・退院後1回を限度に算定

○ 事業所数

258 (国保連合和 4年 12月実績)

○ 利用者数

20,970 (国保連合和 4年 12月実績)

重度障害者が入院した際の特別なコミュニケーション支援の充実

出典 厚生労働省 こども家庭庁
令和6年2月6日障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム一部改変

①入院中の重度訪問介護利用の対象拡大

入院中に特別なコミュニケーション支援を行うための重度訪問介護の利用(現行は、障害支援区分6の利用者のみ)について、特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4及び5の利用者も対象とする。

【現行】

- ・重度訪問介護利用者で特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分6の障害者

【見直し後】

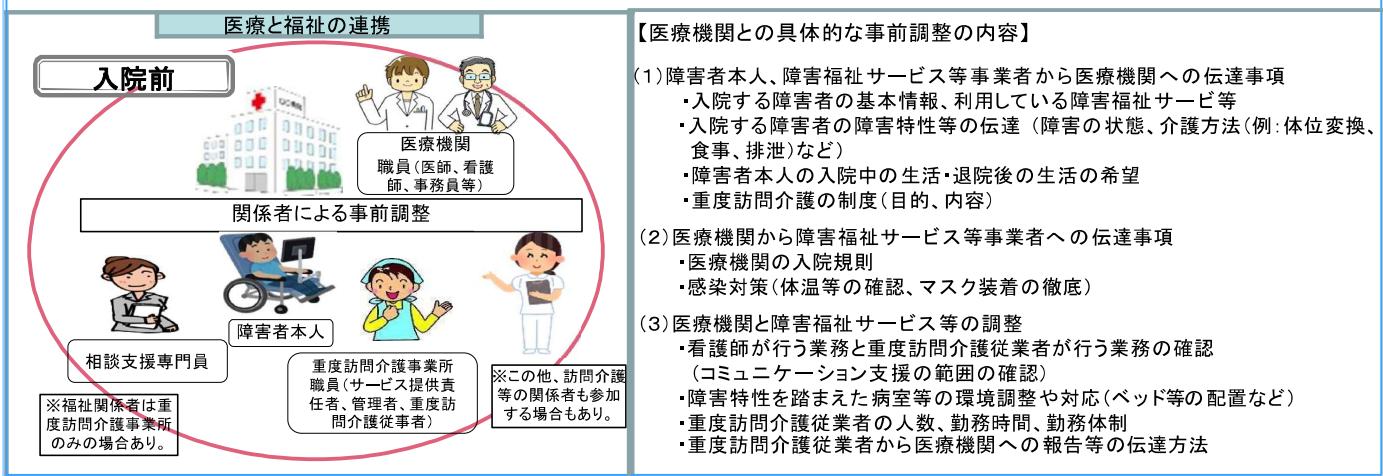
- ・重度訪問介護利用者で特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4・5・6の障害者

②入院中の重度訪問介護利用における入院前の医療と障害福祉の連携した支援への評価

重度訪問介護利用者が重度訪問介護従業者の付添いにより入院する際、その入院前に、重度訪問介護事業所の職員と医療機関の職員が事前調整を行った場合、当該重度訪問介護事業所が医療機関と連携した支援について評価する。

【新設】入院時支援連携加算 300単位を加算(入院前に1回を限度)

入院中の重度訪問介護利用における医療と福祉の連携(イメージ)



生活介護

○ 対象者

- 地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者
 - ① 障害支援区分が区分3(障害者支援施設等に入所する場合は区分4)以上である者
 - ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2(障害者支援施設等に入所する場合は区分3)以上である者

○ サービス内容

○ 主な人員配置

- 主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護や、日常生活上の支援、生産活動の機会等の提供

利用者の障害程度に応じて、相応しいサービスの提供体制が確保されるよう、利用者の平均障害支援区分等に応じた人員配置の基準を設定

- サービス管理責任者
- 生活支援員等 6:1~3:1

○ 報酬単価(令和3年4月~)

■ 基本報酬

基本単位数は、事業者ごとに利用者の①利用定員の合計数及び②障害支援区分に応じ所定単位数を算定

■ 定員2人以上40人以下の場合

(区分6)	(区分5)	(区分4)	(区分3)	(区分2以下)※ 未判定の者を含む
1,147単位	853単位	585単位	524単位	476単位

■ 主な加算

人員配置体制加算(33~265単位)

→ 直接処遇職員を加配(1.7:1~2.5:1)した事業所に加算

※ 指定生活介護事業所は区分5・6・準ずる者が一定の割合を満たす必要

訪問支援特別加算(187~280単位)

→ 連続した5日間以上利用がない利用者に対し、居宅を訪問して相談援助等を行った場合(1ヶ月に2回まで加算)

延長支援加算(61~92単位)

→ 営業時間である8時間を超えてサービスを提供した場合(通所による利用者に限る)

○ 事業所数

12,348(国保連令和 4年12月実績)

○ 利用者数

298,461(国保連令和 4年12月実績)

生活介護における支援の実態に応じた報酬の見直し

出典 厚生労働省 こども家庭庁
令和6年2月6日障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム 一部改変

① 基本報酬区分の見直し(サービス提供時間ごとの基本報酬の設定・福祉専門職員配置等加算の算定方法の見直し)

- 基本報酬は営業時間で設定されているが、利用者ごとのサービス提供の実態に応じた報酬体系とするため、基本報酬の設定については、障害区分ごと及び利用定員規模に加え、サービス提供時間別に細やかに設定する。
- なお、サービス提供時間については、医療的ケアが必要な者や盲ろう者など、障害特性等により利用時間が短時間にならざるを得ない者等の配慮として、
 - ・ 個別支援計画に定めた標準的な支援時間で算定することなど一定の配慮を設ける。
 - ・ 従業員の配置員数を算出する際に必要な前年度の平均利用者数の算出については、サービス提供時間を考慮する。(5時間以上7時間未満の利用者は、1日0.75人として計算し、5時間未満の利用者は1日0.5人と計算する。例えば、短時間の利用者を午前・午後に分けて受け入れることも可能。)

※利用定員21人以上30人以下の場合

サービス提供時間	障害区分				
	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
3時間未満	449単位	333単位	228単位	204単位	185単位
3時間以上～4時間未満	575単位	427単位	293単位	262単位	236単位
4時間以上～5時間未満	690単位	512単位	351単位	313単位	284単位
5時間以上～6時間未満	805単位	597単位	409単位	366単位	332単位
6時間以上～7時間未満	1,120単位	833単位	570単位	510単位	463単位
7時間以上～8時間未満	1,150単位	854単位	584単位	523単位	475単位
8時間以上～9時間未満	1,211単位	915単位	646単位	584単位	536単位

福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)

6単位/日

常勤職員が多く配置されていることや、常勤職員の勤続年数が長いことを適切に評価するため、福祉専門員配置等加算(Ⅲ)と併給可とする。

② 基本報酬区分の見直し(利用定員規模ごとの基本報酬の設定)

- 利用者数の変動に対して柔軟に対応しやすくなることで、小規模事業所の運営をしやすくするとともに、障害者支援施設からの地域移行を促進するため、障害者支援施設と同様、利用定員ごとの基本報酬を10人ごとに設定する。あわせて、重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の基本報酬を設定する。

③ 延長支援加算の拡充

- 延長支援加算については、生活介護の基本報酬をサービス提供時間で8時間以上9時間未満まで設定することから、9時間以上の支援を評価する。

※ 施設入所者については、延長支援加算は算定できない。

【現行】

(1) 延長時間1時間未満の場合	61単位／日
(2) 延長時間1時間以上の場合	92単位／日

【見直し後】

(1) 所要時間9時間以上10時間未満の場合	100単位／日
(2) 所要時間10時間以上11時間未満の場合	200単位／日
(3) 所要時間11時間以上12時間未満の場合	300単位／日
(4) 所要時間12時間以上	400単位／日

④ 食事提供加算の見直し

- 通所系サービスにおける食事提供加算について栄養面を評価しつつ経過措置を延長【令和3年3月31日まで延長】

【現行】収入が一定額以下の利用者に対して、事業原則として当該施設内の調理室を使用して、食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する

【見直し後】現行の要件に加え、①管理栄養士等が献立作成に関与または献立の確認を行い、②利用者ごとの摂食量の記録、③利用者ごとの体重の記録を行った場合に、所定単位数を加算する

医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケアの体制の充実等

出典 厚生労働省 こども家庭庁 令和6年2月6日障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 一部改変

サービス名	項目	改定概要
生活介護	常勤看護職員等加配加算の見直し	医療的ケア児の成人期への移行にも対応した体制を整備するため、常勤看護職員等配置加算について、看護職員の配置人数に応じた評価に見直し。 【見直し後】定員が11人以上20人以下 28単位／日 × 常勤換算員数 等
	人員配置体制加算の拡充	医療的ケアが必要な者など、重度の障害者に対する体制を整備するため、より手厚く人員を配置した場合の評価の拡充。 【見直し後】定員20人以下、従業者1.5人以上321単位／日 等
	喀痰吸引等実施加算【新設】	登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を実施した場合の加算を創設 【新設】30単位／日
	入浴支援加算【新設】	医療的ケアが必要な者等への入浴支援を提供した場合の加算の創設。 【新設】80単位／日
	基本報酬の見直し (主に重症心身障害児者対応の多機能型事業所)	重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の報酬設定を行うため、5人以下、6～10人以下の区分を創設。 【新設】定員5人以下・区分6・所要時間7時間以上8時間未満の場合 1,672単位／日 等
障害者支援施設	夜間看護体制加算の見直し	入所者への医療的ケアの対応状況を踏まえ、看護職員の配置人数に応じた評価に見直し。 【見直し後】60単位／日+35単位／日 × 1を超えて配置した人数
	通院支援加算【新設】	医療的ケアが必要な者等が医療機関に通院する頻度が高くなっているため、通院に係る支援を実施した場合の加算を創設。 【新設】17単位／日
短期入所	福祉型強化短期入所の類型の追加【新設】	医療的ケア児者の入浴支援等、日中のみの支援ニーズに応えるサービス類型を創設。 【新設】福祉型強化特定短期入所サービス費(Ⅱ)(障害児向け) 区分3 977単位／日 等
	医療的ケア対応支援加算及び重度障害児・障害者対応支援加算の対象の拡充	福祉型短期入所サービスについて、医療的ケア児者を受け入れて対応している場合や、区分5・6以上を多く受け入れている場合に、医療的ケア対応支援加算及び重度障害児・障害者対応支援加算の対象とするよう見直し。 医療的ケア対応支援加算 120単位／日、重度障害児・障害者対応支援加算 30単位／日
	医療型短期入所受入前支援加算【新設】	医療型短期入所サービスの利用を希望する医療的ケア児者に対して、利用する前から、事前に自宅へ訪問し、医療的ケアの手技等を確認した上で、新たに受け入れた場合の加算を創設。 【新設】1,000単位／日(1回を限度)
	緊急短期入所受入加算の単位数の見直し	短期入所における緊急時の受け入れについて、緊急時の受入体制構築を適切に評価する観点から緊急短期入所受入加算による評価を見直し。 【見直し後】福祉型 270単位／日、医療型 500単位／日
	指定申請書類の簡略化	医療型短期入所サービスの指定申請において、介護老人保健施設の指定申請で提出している書類と同様の内容の書類がある場合、省略可能とするよう見直し。

短期入所

○ 対象者

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な者

- 福祉型(障害者支援施設等において実施可能)

→ 障害支援区分1以上である障害者又は障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児

- 福祉型強化(障害者支援施設等において実施可能)(※)

※ 看護職員を常勤で1人以上配置

→ 厚生労働大臣が定める状態に該当する医療的ケアが必要な障害者及び障害児

- 医療型(病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院において実施可能)(※)

※ 病院、診療所については、法人格を有しない医療機関を含む。また、宿泊を伴わない場合は無床診療所も実施可能

→ 遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患有する者及び重症心身障害児・者等

○ サービス内容

- 当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護

その他の必要な支援

- 本体施設の利用者とみなした上で、本体施設として必要とされる以上の職員を配置し、これに応じた報酬単価を設定

○ 主な人員配置

- 併設型・空床型 本体施設の配置基準に準じる

- 単独型 当該利用日の利用者数に対し6人につき1人

○ 報酬単価(令和3年4月~)

■ 基本報酬

福祉型短期入所サービス費 (Ⅰ)~(Ⅳ)

→ 障害者(児)について、障害支援区分に応じた単位の設定

169単位~903単位

福祉型強化短期入所サービス費 (Ⅰ)~(Ⅳ)

→ 看護職員を配置し、厚生労働大臣が定める状態に該当する医療的ケアが必要な障害者(児)に対し、支援を行う場合

370単位~1,104単位

医療型短期入所サービス費

(Ⅰ)~(Ⅲ)(宿泊を伴う場合)

→ 区分6の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者、重症心身障害児・者等に対し、支援を行う場合

1,747単位~3,010単位

医療型特定短期入所サービス費

(Ⅰ)~(Ⅲ)(宿泊を伴わない場合)

(Ⅳ)~(Ⅵ)(宿泊のみの場合)

→ 左記と同様の対象者に対し支援を行う場合

1,266単位~2,835単位

■ 主な加算

単独型加算(320単位)

→ 併設型・空床型ではない指定短期入所事業所にて、指定短期入所を行った場合

緊急短期入所受入加算(福祉型180単位、医療型270単位)

→ 緊急時の受入れを行った場合

定員超過特例加算(50単位)

→ 緊急時に定員を超えて受入を行った場合(10日限度で算定)

特別重度支援加算

(610単位/297単位/120単位)

→ 医療ニーズの高い障害児・者に対するサービスを提供した場合

○ 事業所数 5,305(うち福祉型強化:419 医療型:308)

○ 利用者数 46,458

(国保連 令和4年12月)

重度障害者等包括支援

○ 対象者

類型	状態像
重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者	人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者(Ⅰ類型)
	最重度知的障害者(Ⅱ類型)
障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者(Ⅲ類型)	・ 重症心身障害者等 ・ 強度行動障害等

○ サービス内容

- 訪問系サービス(重度障害者等包括支援、重度訪問介護等)や通所サービス(生活介護、短期入所等)等を組み合わせて、包括的に提供

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者:1人以上(1人以上は常勤)

(下記のいずれにも該当)

- ・ 相談支援専門員の資格を有する者

- ・ 重度障害者等包括支援対象者の直接処遇に3年以上従事した者

○ 運営基準

- 利用者と24時間連絡対応可能な体制の確保
- 専門医を有する医療機関との協力体制がある

- 2以上の障害福祉サービスを提供できる体制を確保(第3者への委託も可)

- 提供されるサービスにより、最低基準や指定基準を満たす

○ 報酬単価(令和3年4月~)

■ 基本報酬

- 居宅介護、重度訪問介護、生活介護等 203単位(1時間未満)~2,403単位(12時間未満) ※ 12時間を超える場合は、12時間までの単価の98%を算定
- 短期入所 953単位/日 ○ 共同生活介護 1,003単位/日

■ 主な加算

特別地域加算(15%加算)

→ 中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスを評価

喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算)

→ 喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

短期入所利用者で、低所得である場合は1日当たり(48単位加算)

○ 事業所数

10 (国保連令和4年12月実績)

○ 利用者数

45 (国保連令和4年12月実績)

施設入所支援

○ 対象者

- 夜間において、介護が必要な者、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は通所が困難である自立訓練又は就労移行支援等の利用者
 - ①生活介護利用者のうち、区分4以上の者(50歳以上の場合、区分3以上)
 - ②自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型の利用者のうち、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は通所によって訓練を受けることが困難な者
 - ③特定旧法指定施設に入所していた者であって継続して入所している者又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により通所によって介護等を受けることが困難な者のうち、①又は②に該当しない者若しくは就労継続支援A型を利用する者

○ サービス内容

- 夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を実施
- 生活介護の利用者は、利用期間の制限なし
自立訓練及び就労移行支援の利用者は、当該サービスの利用期間に限定

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 休日等の職員配置
→利用者の状況に応じ、必要な支援を行うための勤務体制を確保
- 生活支援員 利用者数60人以下の場合、1人以上

○ 報酬単価(令和3年4月~)

■ 基本報酬

基本単位数は、事業者ごとに利用者の①利用定員の合計数及び②障害支援区分に応じ所定単位数を算定

■ 定員40人以下の場合	(区分6)	(区分5)	(区分4)	(区分3)	(区分2以下)※未判定の者を含む
	459単位	387単位	312単位	236単位	171単位

■ 主な加算

重度障害者支援加算

- (I) 特別な医療を受けている利用者[28単位]
→区分6であって、次に該当する者が2人以上の場合は更に22単位
①気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者
②重症心身障害者
- (II) 強度行動障害者に対する支援
→(一)体制を整えた場合[7単位]
(二)夜間支援を行った場合[180単位]

夜勤職員配置体制加算

- 夜勤職員の勤務体制を手厚くしている場合
- 利用定員が21人以上40人以下の場合[60単位]
 - 利用定員が41人以上60人以下の場合[48単位]
 - 利用定員が61人以上の場合[39単位]

○ 事業所数

2,560 (国保連令和 4年 12月実績)

○ 利用者数 124,463 (国保連令和 4年 12月実績)

自立訓練(機能訓練)

○ 対象者

- 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要な障害者（具体的には次のような例）
- ①入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などを目的とした訓練が必要な者
 - ②特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などを目的とした訓練が必要な者 等

○ サービス内容

- 理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を実施
- 事業所に通う以外に、居宅を訪問し、運動機能や日常生活動作能力の維持・向上を目的とした訓練等を実施
- 標準利用期間(18ヶ月、頸髄損傷による四肢麻痺等の場合は36ヶ月)内で、自立した日常生活又は社会生活を営めるよう支援を実施

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 60:1以上(1人は常勤)
- 看護職員(1人以上(1人は常勤))
- 理学療法士又は作業療法士(1人以上)
- 生活支援員(1人以上(1人は常勤)) } 6:1以上

○ 報酬単価(令和3年4月~)

■ 基本報酬

通所による訓練

利用定員20人以下	815単位	利用定員61~80人	664単位
" 21~40人	728単位	" 81人以上	626単位
" 41~60人	692単位		

訪問による訓練

所要時間1時間未満の場合	255単位
所要時間1時間以上の場合	584単位
視覚障害者に対する専門的訓練の場合	750単位

■ 主な加算

リハビリテーション加算

- (I)頸髄損傷による四肢麻痺等の状態にある障害者に対し、個別のリハビリテーションを行った場合 48単位
- (II)その他の障害者に対し、個別のリハビリテーションを行った場合 20単位

就労移行支援体制加算

- 自立訓練を受けた後、就労(一定の条件を満たす復職を含む)し、就労継続期間が6月以上の者が前年度において1人以上いる場合
- | | | | |
|-----------|------|------------|------|
| 利用定員20人以下 | 57単位 | 利用定員61~80人 | 10単位 |
| " 21~40人 | 25単位 | " 81人以上 | 7単位 |
| " 41~60人 | 14単位 | | |

○ 事業所数

189(国保連令和4年12月実績)

○ 利用者数 2,177(国保連令和4年12月実績)

自立訓練(生活訓練)

○ 対象者

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要な障害者（具体的には次のような例）

- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上等を目的とした訓練が必要な者
- ② 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などを目的とした訓練が必要な者等

○ サービス内容

- 入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を実施
- 事業所に通う以外に、居宅を訪問し、日常生活動作能力の維持及び向上を目的とした訓練等を実施
- 標準利用期間(24ヶ月、長期入院者等の場合は36ヶ月)内で、自立した日常生活又は社会生活を営めるよう支援を実施

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 60:1以上
(1人は常勤)
- 生活支援員 6:1以上(1人は常勤)

○ 報酬単価(令和3年4月～)

■ 基本報酬

通所による訓練		訪問による訓練	
利用定員20人以下	748単位	利用定員61～80人	610単位
〃 21～40人	668単位	〃 81人以上	573単位
〃 41～60人	635単位		

■ 主な加算

個別計画訓練支援加算	就労移行支援体制加算
社会福祉士・精神保健福祉士・公認心理師等が作成した個別訓練実施計画に基づいて、障害特性や生活環境等に応じた訓練を行った場合 19単位	自立訓練を受けた後、就労(一定の条件を満たす復職を含む)し、就労継続期間が6月以上の者が前年度において1人以上いる場合 利用定員20人以下 54単位 〃 21～40人 24単位 〃 41～60人 13単位 利用定員61～80人 9単位 〃 81人以上 7単位

○ 事業所数 1,310(国保連令和4年12月実績)

○ 利用者数 14,155(国保連令和4年12月実績)

〔宿泊型自立訓練〕

○ 対象者

自立訓練(生活訓練)の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者であって、地域生活への移行に向けて一定期間、宿泊によって帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練が必要な者（具体的には次のような例）

- ① 特別支援学校を卒業してた者であって、ひとり暮らしを目指して、更なる生活能力の向上を図ろうとしている者
- ② 精神科病院を退院後、地域での日中活動が継続的に利用可能となった者であって、更なる生活能力の向上を図ろうとしている者

○ サービス内容

- 居室等の設備を提供し、家事等の日常生活能力を向上させるための訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を実施
- 必要に応じて、日中活動サービスの利用とあわせて支援
- 標準利用期間(24ヶ月、長期入院者等の場合は36ヶ月)内で、自立した日常生活又は社会生活を営めるよう支援を実施(1年ごとに利用継続の必要性について確認し、支給決定の更新も可能)

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 60:1以上(1人は常勤)
- 生活支援員 10:1以上(1人は常勤)
- 地域移行支援員 1人以上

○ 報酬単価(令和3年4月～)

■ 基本報酬		
標準利用期間中の場合	271単位、	標準利用期間を超える場合 164単位
■ 主な加算		
夜間支援等体制加算(I)・(II)・(III)		精神障害者地域移行特別加算
(I)夜勤を配置し、利用者に対して夜間に介護等を行うための体制等を確保する場合	448単位～46単位	精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等が実施した場合 300単位
(II)宿直を配置し、利用者に対して夜間に居室の巡回や緊急時の支援等を行うための体制を確保する場合	149単位～15単位	
(III)夜間を通じて、利用者の緊急事態等に対応するための常時の連絡体制又は防災体制を確保する場	10単位	強度行動障害者地域移行特別加算 障害者支援施設等に1年以上入所していた強度行動障害を有する者に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を強度行動障害支援者養成研修修了者等が実施した場合 300単位

○ 事業所数 230(国保連令和4年12月実績)

○ 利用者数 2,958(国保連令和4年12月実績)

地域における自立した生活を送るための機能訓練・生活訓練の充実等

出典 厚生労働省 こども家庭庁
令和6年2月6日障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム 一部改変

① 社会生活の自立度評価指標(SIM)の活用と報酬上の評価(機能訓練、生活訓練)※宿泊型自立訓練を除く

- 標準化された支援プログラムの実施と社会生活の自立度評価指標(SIM)に基づく効果測定を行い、これらの内容を公表している事業所を評価する。

機能訓練 【一部新設】 リハビリテーション加算(I) 48単位／日 * 頸髄損傷による四肢麻痺等の状態にある者又は現行の要件に加えてSIMを活用して評価を実施等した場合

生活訓練 【一部新設】 個別計画訓練加算(I) 47単位／日

* 現行の要件に加えてSIMを活用して評価を実施等した場合

② 基本報酬の見直し(生活訓練)

- 障害者の地域移行の推進や経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。

生活訓練サービス費(I)(例:利用定員が20人以下の場合)

【現行】748単位／日 【見直し後】776単位／日

生活訓練サービス費(II)(例:視覚障害者に対する専門的訓練の場合)

【現行】750単位／日 【見直し後】779単位／日

* 機能訓練も同様

生活訓練サービス費(III)(例:利用期間が2年間以内の場合)

【現行】271単位／日 【見直し後】281単位／日



③ピアサポートの専門性の評価(機能訓練、生活訓練)※宿泊型自立訓練を除く

- 利用者の自立に向けた意欲の向上や、地域生活を続ける上での不安の解消等に資する観点から、ピアサポートの専門性を評価する。

【新規】ピアサポート実施加算 100単位／月



④支援の実態に応じた報酬の見直し(宿泊型自立訓練)

- 日中支援加算について、支援を提供した初日から評価する。

【現行】支援の3日目から算定可

【見直し後】支援の初日から算定可

⑤リハビリテーション職の配置基準の見直し(機能訓練)

- 人員配置基準を見直し、看護職員、理学療法士と作業療法士の他に言語聴覚士を加える。(生活介護も同様)

⑥提供主体の拡充(機能訓練)

- 病院及び診療所並びに通所リハビリテーション事業所において、共生型サービス又は基準該当サービスの提供を可能とする。

高次脳機能障害を有する者への支援に対する評価

- 高次脳機能障害に関する研修を受講した常勤の相談支援専門員を配置する相談支援事業所を評価する。

【新設】高次脳機能障害支援体制加算(I) 60単位／日 * 対象者あり

高次脳機能障害支援体制加算(II) 30単位／日 * 対象者なし

- 高次脳機能障害を有する利用者が一定数以上であって、専門性を有する職員が配置されている通所サービスや居住サービスを評価する。 【新設】高次脳機能障害者支援体制加算 41単位／日



就労移行支援

○ 対象者

- 一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる障害者

※ 休職者については、所定の要件を満たす場合に利用が可能であり、復職した場合に一般就労への移行者となる。

※ 65歳に達する前5年間障害福祉サービスの支給決定を受けていた者で、65歳に達する前日において就労移行支援の支給決定を受けていた者は当該サービスについて引き続き利用することが可能

○ サービス内容

- 一般就労等への移行に向けて、事業所内での作業等を通じた就労に必要な訓練、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施
- 通所によるサービスを原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、職場実習等によるサービスを組み合わせた支援を実施
- 利用者ごとに、標準期間(24ヶ月)内で利用期間を設定
※ 市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員
- 生活支援員 → 6:1以上
- 就労支援員 → 15:1以上

○ 報酬単価(平成30年報酬改定以降、定員規模別に加え、就職後6月以上定着した割合が高いほど高い基本報酬)

基本報酬

<定員20人以下の場合>

報酬区分	基本報酬
就職後6月以上定着率	5割以上 1,128単位／日
	4割以上5割未満 959単位／日
	3割以上4割未満 820単位／日
	2割以上3割未満 690単位／日
	1割以上2割未満 557単位／日
	0割超1割未満 507単位／日
	0 468単位／日

※ 上表以外に、あん摩等養成事業所である場合の設定、定員に応じた設定あり(21人以上40人以下、41人以上60人以下、61人以上80人以下、81人以上)

主な加算

移行準備支援体制加算 41単位

* 施設外支援として職員が同行し、企業実習等の支援を行った場合

支援計画会議等実施加算 583単位

* 支援計画の策定にあたり他機関を招いたケース会議を実施した場合

就労支援関係研修修了加算 6単位

* 就労支援関係の研修修了者を就労支援員として配置した場合

福祉専門職員配置等加算(I)、(II)、(III) 15,10,6単位

* I : 社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合

* II : 社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合

* H30～資格保有者に公認心理師、作業療法士を追加

* III : 常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合

食事提供体制加算、送迎加算、訪問加算等

* 他の福祉サービスと共にした加算も一定の条件を満たせば算定可能

○ 事業所数

2,989 (国保連令和 4年 12月実績)

○ 利用者数 35,543 (国保連令和 4年 12月実績)

就労移行支援事業の安定的な事業実施

出典 厚生労働省 こども家庭庁
令和6年2月6日障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム 一部改変



就労移行支援事業所の利用定員規模の見直し

- 利用定員規模を見直し、定員10名以上からでも実施可能とする。

支援計画会議実施加算の見直し

- 地域の就労支援機関等と連携して行う支援計画会議の実施を促進する観点から、会議前後にサービス管理責任者と情報を共有することを条件にサービス管理責任者以外の者が出席する場合でも加算の対象とする。
- この加算は地域の就労支援機関等と連携することにより、地域のノウハウを活用し支援効果を高めていく取組であることから、名称を「地域連携会議実施加算」に変更する。

【現行】

【支援計画会議実施加算】583単位／回
(1月につき1回かつ1年に限り4回を限度)
・算定に当たっては、サービス管理責任者の会議参加が必須。



【見直し後】

【地域連携会議実施加算】(I) 583単位／回
・算定に当たっては、サービス管理責任者の会議参加が必須。

【地域連携会議実施加算】(II) 408単位／回

・利用者の状況を把握し、支援計画に沿った支援を行う職業指導員、生活支援員又は就労支援員等が会議に参加し、会議の前後にサービス管理責任者に情報を共有した場合に算定。

※算定は(I)(II)合わせて1月につき1回かつ1年に限り4回を限度とする。

就労継続支援A型

○ 対象者

■ 通常の事業所に雇用される事が困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能な障害者
※ 65歳に達する前5年間障害福祉サービスの支給決定を受けていた者で、65歳に達する前日において就労継続支援A型の支給決定を受けていた者は当該サービスについて引き続き利用することが可能。

○ サービス内容

■通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援
■一定の範囲内で障害者以外の雇用が可能
■多様な事業形態により、多くの就労機会を確保できるよう、障害者の利用定員10人からの事業実施が可能
■利用期間の制限なし

○ 主な人員配置

■ サービス管理責任者
■ 職業指導員
■ 生活支援員] 10:1以上

○ 報酬単価(令和3年報酬改定以降、定員規模別、人員配置別に加え、算定されるスコアによって基本報酬を算定)

基本報酬

<定員20人以下、人員配置7.5:1の場合>

報酬区分		基本報酬
スコア	170点以上	724単位/日
	150点以上170点未満	692単位/日
	130点以上150点未満	676単位/日
	105点以上130点未満	655単位/日
	80点以上105点未満	527単位/日
	60点以上80点未満	413単位/日
	60点未満	319単位/日

主な加算

賃金向上達成指導員配置加算	15～70単位／日
※ 定員規模に応じた設定	
就労移行支援体制加算	50～93単位／日
※ 定員、職員配置、基本報酬の報酬区分、一般就労へ移行し6月以上定着した者の数に応じた設定 ※ R3～見直し	
就労移行連携加算	1,000単位(1回に限り)
※ 就労移行支援に移行した者について、連絡調整等を行うとともに、支援の状況等の情報を相談支援事業者に対して提供している場合に加算 ※ R3～新設	
福祉専門職員配置等加算(I)、(II)、(III)	15、10、6単位
* I : 社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合	
* II : 社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合	
* III : 資格保有者に公認心理師を追加	
* III : 常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合	
食事提供体制加算、送迎加算、訪問加算等	
* 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能	

○ 事業所数

4,368 (国保連令和 4年 12月実績)

○ 利用者数 82,990 (国保連令和 4年 12月実績)